

地域見守りの取組みに関する協定書

飯館村（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、高齢者等の異変を早期に察知し、適切な支援につなぐための「地域見守りの取組み」（以下「本取組み」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営方式又はフランチャイズ方式のコンビニエンスストアセブン・イレブン（以下「セブン・イレブン店」という。）を展開しており、このうちフランチャイズ方式のセブン・イレブン店（以下「加盟店」という。）においては、乙と別途独立した経営主体がセブン・イレブン店の経営をしており、乙による本取組みの推奨に応諾した加盟店及び直営方式のセブン・イレブン店（以下、これらを併せて「対象店舗」という。）が本協定書の対象となることを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は甲と乙が連携して、本取組みを行い、高齢者等、地域社会で支援する必要があると思われる方（以下「高齢者等」という。）の異変を早期に察知し、医療、福祉などの適切な支援に速やかにつなぐことによって、高齢者等が安心して自立した生活が送れるようにすることを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、本取組みの趣旨に賛同し、対象店舗において、自らの業務に支障のない範囲で本取組みの実施に協力するとともに、加盟店に対し、本取組みの実施に協力することを推奨するものとする。

（通報）

第3条 対象店舗は、本村内において商品の配達等でお客様宅を訪問する際、高齢者等のいる世帯において不審なことに気付いたときは、甲の指定連絡先（飯館村健康福祉課）に連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思料されるときは、直接救急車の手配や警察への連絡を行うものとする。

2 前項の規定による通報に係る費用は、対象店舗の負担とする。

（甲の責務）

第4条 甲は第3条第1項で定める指定連絡先に変更が生じた場合は、文書をもって遅滞なく乙及び対象店舗に連絡しなければならない。

2 甲は、本取組みについて広報活動などを通じて地域住民に広く周知するとともに、必要に応じて協力者としての乙及び対象店舗の名称を公表する。

3 甲は甲が行う本取組みの内容及び方法等に変更があった場合は、文書をもって遅滞なく乙及び対象店舗に連絡するとともに、必要に応じて乙及び対象店舗と協議を行う。

（乙及び対象店舗の責務）

第5条 乙及び対象店舗は第2条に定める協力を行った際、甲、警察及び消防などから事情聴取を受けた場合には、積極的に協力する。

2 対象店舗は見守りへの協力を行った際に知り得た個人情報については、本取組みに対する協力中又は解除後においても適切に管理し、第三者への提供又は本協力以外の目的に使用してはならない。

（不利益の責）

第6条 乙及び対象店舗は、連絡や通報の有無により生じる対象者の不利益について、その責を問われない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から起算して1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解約）

第8条 前条の定めにかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに書面で通知する事により、本協定書を解約できるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 5年 8月 8日

甲 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村長 杉岡 誠



乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

